境町放課後児童健全育成事業
委託事業者募集要領

令和８年 10 月境町子ども未来課

境町放課後児童健全育成事業委託事業者募集要領

Ⅰ　一般事項

１　公募の趣旨

境町では、放課後児童健全育成事業として、町内 5 か所の小学校全てに児童クラブを設置し、その運営については、公設公営 3 か所、公設民営 1 か所、民設民営 1 か所の形態にて運営しています。

その中で、現在公設民営にて静小学校に設置する「静小児童クラブ」について、民間事業者が有する知識や経験、手法等の活用により、継続的・安定的で、質の高い児童クラブの運営はもとより、体験活動を取り入れたプログラムの提供、また支援員等の専門性向上に関する体制を確立し、クラブの質の向上を図ることが可能な委託事業者を公募型プロポーザルにより募集します。

２　放課後児童健全育成事業の概要

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第６条の３第２項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えることで、育児と就労の両立支援及び児童の健全育成に資することを目的とした事業です。

３　参加要件等

（１）参加者の資格

放課後児童クラブの運営実績が５年以上あり、児童福祉事業に熱意を有するもの。

（２）参加資格要件

今回募集する静小学校区において、条例等に基づいた運営体制を確保することができるものであり、次の要件をすべて満たすもの。

① 地方自治法施行令第 167 条の４第１項の各号の規定に該当しないものであること。(破産者・契約締結能力のない者)

② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による手続き開始の申し立てがなされていない及びその開始決定がされていないこと。

③ 破産法（平成 16 年６月法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされたいない及びその開始決定がされていないこと。

④ 国又は地方公共団体等から指名停止の措置を受けていないこと。

⑤ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

⑥ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、境町暴力団排除条例（平成 23 年境町条例第 17 号）第２条第１号から同条第３号に規定する者がいないこと。

⑦ 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

４　業務概要

（１）業務名

境町放課後児童健全育成事業実施業務

（２）委託期間等

契約期間　令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

準備期間　契約締結の翌日から令和９年３月 31 日まで

（３）業務内容

別紙「境町放課後児童健全育成事業実施業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様書は、各事業所からの提案内容を追加するなどし、仕様を変更することがある。

（４）委託料限度額

本業務に係る委託料については上限額を設定せず、事業者から業務内容及び必要経費を含めた見積額の提案を受けるものとし、契約については、議会の議決を経た予算の範囲内で行うものとする。

５　プロポーザルの概要

（１）名称：境町放課後健全育成事業実施業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

（２）主催者：境町

（３）参加資格：3-（2）参加資格要件のとおり

（４）選定方法：公募型プロポーザル

（５）選定概要：書類審査、プレゼンテーション・質疑応答等を基に提案内容の審査を行い選定する。

（６）プロポーザルの実施スケジュール

	項　目	期　日
1	募集要領等の公表	令和８年 10 月 28 日（水）
2	施設見学の申込期限	令和８年 10 月 30 日（金）
3	施設見学 ※希望がある場合に実施	令和８年 11 月２日（月） の午前中
4	参加表明書の提出期限	令和８年 11 月６日（金）
5	質疑受付期限	令和８年 11 月６日（金）
6	質疑回答予定日	令和８年 11 月 10 日（火）
7	企画提案書の提出期限	令和８年 11 月 17 日（火）
8	辞退届提出期限	令和８年 11 月 17 日（火）
9	一次審査・二次審査参加資格結果通知	令和８年 11 月 19 日（木）
10	二次審査（ヒアリング・プレゼンテーション）	令和８年 11 月 24 日（火）
11	審査結果通知	令和８年 11 月 26 日（木）予定

６　実施要領等の入手方法

実施要領等は、境町ホームページ（http://www.town.ibaraki-sakai.lg.jp/）の境町放課後児童健全育成事業実施業務委託（プロポーザル）の公募から、関係する書類をダウンロードすること。なお、窓口での配布は行わない。

7　施設見学

施設見学の実施　参加希望者は下記により申し込むこと。

（１）実施日時　令和８年 11 月２日（月）の午前中

（２）受付期間　令和８年 10 月２８日（水）から 30 日（金）午後４時まで

（３）申込方法　施設見学申込書（様式第５号）を境町子ども未来課宛てE-mailにより送付

E-mail:kodomo@town.ibaraki-sakai.lg.jp

※施設見学申込の電子メールに使用する件名は、次のとおりとする。

・件名：「境町児童クラブ施設見学申込」

8　参加表明書等の提出

（１）提出に係る留意事項

① プロポーザル参加表明書の提出先

・提出期限　令和８年 11 月６日（金）午後４時必着(ただし、境町の休日を定める条例（平成元年境町条例第 25 号）第１条に規定する町の休日（以下「休日」という。）を除く、９時から 16 時まで)

・提 出 先　提出に当たっては下記（２）の提出書類を町子ども未来課へ郵送又は持参すること。

※提出された書類については、原則として締切日後の差替えは認めない。

（２）提出書類

①申請関係書類（各１部）

・参加表明書兼誓約書（様式第１号）
・会社概要書（様式第２号）
・業務経歴書（様式第３号）
・業務実施体制（様式第４号）
・定款
・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
・財務諸表の写し（過去２年間のもの）
・法人税等の各種の税の滞納がないことの証明書
・会社の概要が分かるパンフレット等

※「業務経歴書」については、過去５年以内の実績を証明する書類（契約書の写し及び仕様書の写し等）を添付すること。

（３）申請書類に係る留意事項

① 申請書等の用紙の大きさは日本工業規格のＡ４版とする。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、前記以外についても認める。
② 提出された書類等は、返却しないこととする。
③ 提出された書類等は、委託事業者選定以外には使用しないこととする。
④ 提出された書類等は、選定作業に必要な範囲内で複製をするとともに、委託事業者決定後の公表等において全部又は一部を使用する場合がある。また、提出された書類の内容については、公開する場合がある。

⑤ 本プロポーザルに要した経費は、すべて申請者の負担とする。

（４）質疑の受付及び回答

① 受付期限：令和８年 11 月６日（金）午後４時まで

② 質問方法：質問票（様式第６号）により境町子ども未来課まで、E-mail で質問すること。
子ども未来課 E-mail：kodomo@town.ibaraki-sakai.lg.jp
※電話による質問・回答は受け付けません。
※E-mail による質問の件名は「【質問票】児童クラブ募集要領について」とし、様式第６号の質問票を添付すること。

③ 回答予定日：令和８年 11 月 10 日（火）までに E-mail で行います。また、全申請者に対し周知が必要と判断した質問・回答については、全申請者に対して周知します。

Ⅱ 選定及び審査

１ 企画提案書の作成

提案内容、提案書の様式及び記入上の注意事項については、「境町放課後児童健全育成事業実施業務委託仕様書」及び次の事項を参照すること。

（１）総則

① 企画提案書の様式は任意とする。

② 企画提案書の用紙サイズは、日本工業規格のＡ４版縦とし、文字のサイズについては、11 ポイント以上、上下左右に 20 ㎜以上の余白を設けること。また、企画提案書は、下記（２）の内容とし、ページ数を下部中央（フッター）に記載すること。

③ 文章を補完するために、写真、イラスト等などの使用は可とする。

④ 企画提案書は、専門知識を有していない者でも理解できる分かりやすい表現とすること。

⑤ 企画提案書は表・中・裏表紙、目次を除き 40 頁以内にまとめること。

（２）業務についての提案

内容は自由記載とするが、次の事項については必ず含めて記載すること。また、審査を円滑に行うため、記載順についても概ね下記の順を遵守し、別のタイトルを付ける場合は下記項目が含まれているタイトルに括弧書き等にて記載すること。

【記載例】

１ 放課後児童クラブの運営に対する理念・基本方針
２ 業務内容
（１）児童の保育について
（２）管理運営体制
（３）リスクマネジメント
※２の業務内容以下については、追加可能な提案やセールスポイントがある場合は記載すること。

【必須記載事項】

① 本業務に対する認識と運営方針

本要領の１.公募の趣旨及び 2. 放課後児童健全育成事業の概要を踏まえ、児童クラブの意義や役割をどのように認識しているか、また、放課後児童クラブ運営に対する基本的な考え方について記載すること。

② 業務に関する事項

仕様書 10. 受託者が行う業務の内容について、具体的にどのように行うか独自の提案も加え、記載すること。

③ 見積額

境町放課後児童健全育成事業実施業務委託参考見積書（様式第７号）

・本業務の履行に係る１か年度の総額を計上すること。

・参考見積額の積算根拠のわかる内訳書（任意様式）を添付すること。

・内訳書は項目別に人件費等の積算根拠も明記すること。

【任意記載事項】

下記について事業提案があれば記載すること。

① 現在の境町の課題として、学校の長期休業期間（夏休み）のみの利用において、数名の入所待機児童が出ている。このことについて、その対応方法の提案

② 本業務の履行にあたり、国の定める子ども・子育て支援交付金の交付要件に該当する事業計画や運営体制に対する提案

※仕様書で示している内容は、プロポーザルを行うためのものであるため、提案等により変更したい点がある場合は記載すること。

③ その他、自社の得意分野での独自サービスの提案がある場合は記載すること。

（３）提出期限

令和８年 11 月 17 日（火）午後４時必着(ただし、休日を除く、９時から 16 時まで)

（４）提出書類及び部数

① 企画提案書の提出

・提出部数：７部(正本１部、副本６部)

・提出要領：正本、副本ともに、１部毎に左上をホチキス、ダブルクリップ等で綴じ、提出様式毎にインデックス(「様式○」、「定款」等)を付すこと。

・参考見積書（様式第７号）及び内訳書：７部（正本１部、副本６部）

（５）参考見積書の入手方法

町ホームページからダウンロードすること。

（６）提出先及び問い合わせ先

境町子ども未来課まで郵送又は持参すること。

〒306-0495 茨城県猿島郡境町 391-1 境町役場１階

電話：0280-81-1301

E-mail：kodomo@town.ibaraki-sakai.lg.jp

（７）申請の無効

次の場合は申請を無効とする。

① 提出書類に虚偽の記載があった場合

② 申請や選定審査を妨害するなど手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合

③ 選定に際し、町職員等に対して便宜の提供等を目的とした接触があった場合

（８）参加辞退

① 申請関係書類を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、５．プロポーザルの概要（６）プロポーザルの実施スケジュール８に記載の期限内に、プロポーザル参加辞退届（様式第８号）を提出すること。

② 提出方法

電子メールによる。（提出期限内必着）

境町子ども未来課 E-mail :kodomo@town.ibaraki-sakai.lg.jp

※参加辞退届の電子メールに使用する件名は、次のとおりとする。

・件名：「境町プロポーザル参加辞退届」

２ 選定方法及び委託先事業者の決定

１ 選定方法

境町放課後児童健全育成事業業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）の審査基準に基づき、企画提案書の内容を審査し、選定する。

（１）第一次審査（書類審査）

① 提出された企画提案書等について、別に定める評価基準に従い書類審査を実施する。

② 第一次審査の結果、点数が上位３者に対し、第二次審査を行うものとする。

③ 第一次審査の結果及び第二次審査の案内については、参加表明書に記載された連絡担当者のメールアドレス宛てに電子メールで通知するものとする。

（２）第二次審査

次によりヒアリング及びプレゼンテーションを実施し、優先交渉権者を選定する。

① 第二次審査会予定日及び場所

以下の日時に境町役場内にて実施予定（詳細は第一次審査の結果と併せて連絡する）

令和８年 11 月 24 日（火）午前９時～午後５時

② 出席者

第二次審査参加者届出書（様式第９号）にて届出の者に限る。

③ 持ち時間

プレゼンテーションは 20 分以内、質疑応答は 10 分以内の計 30 分以内とする。

④ プレゼンテーションの内容

提出した企画提案書に基づき説明を行うものとし、内容の変更や追加は認めない。

ただし、Microsoft Power Point 等の使用のため編集することは可とする。

なお、プレゼンテーションは紙面でもビジュアル機材・パソコン等でも構わないが、ビジュアル機材・パソコン等を使用する場合は説明者側で用意するものとする。（プロジェクター及びスクリーンは町で用意する。）

（３）事業者の選定

審査の結果、審査委員会の点数が最も高かった事業者を優先交渉権者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。

また、選定結果は、審査会に参加申請した全ての者に通知するとともに、町ホームページ上で公表する。なお、選定に関する異議等は受け付けない。

（４）優先交渉権者が決定できなかった場合

参加表明書の提出期間内に提出者がなかった場合、及び審査の結果、すべての申請者が最低基準を上回らず優先交渉権者として不適格と判断され、優先交渉権者が決定できなかった場合は、別途、町が優先交渉権者としてふさわしい団体を選定し、決定することがある。

Ⅲ　契約の締結

（１）本プロポーザルに係る契約は、選定した優先交渉権者と町が協議し、本業務に係る仕様を確定した上で、令和９年度予算及び債務負担行為について議会の議決を得ることを条件とする。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、町との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結する場合がある。

なお、優先交渉権者と町との間で行う仕様の詳細事項についての協議が調わなかった場合や、契約締結までの間に国又は地方公共団体等から入札参加資格の停止処分を受けるなど、参加要件を満たさないと認められた場合には、評価結果において評価点が次点の提案者と協議を行うものとする。

（２）契約書の作成は、委託事業者が作成するものとする。

Ⅳ　その他

（１）　優先交渉権者決定後、委託開始までの間に申請要件を満たさなくなった場合は、選定結果を取り消す場合がある。

（２）この要領に定めがない事項については、別途町の指示によるものとする。